

議案第20号 田川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴い、条例内で引用する法律の条項の整理を行うものである。

2 改正の内容

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項から第16項までの新設に伴い以下の項が2項ずつ繰り下げられているため、条例内で参照する項について2項ずつ繰り下げる。

(2) 施行期日 平成30年4月1日

3 新旧対照表（別紙1）

○田川市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第22号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>田川市重度障害者医療費の支給に関する条例</p> <p>第1条～第12条 略</p> <p>（障害者施設等に入所した場合の特例）</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、田川市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者施設等」という。）に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、田川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 略</p> <p>附 則</p>	<p>田川市重度障害者医療費の支給に関する条例</p> <p>第1条～第12条 略</p> <p>（障害者施設等に入所した場合の特例）</p> <p>第13条第3条第1項第1号の規定にかかわらず、田川市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第26項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者施設等」という。）に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、田川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 略</p>

この条例は、平成30年4月1日から施行する。